

指定商品・指定役務の記載方法

「商標登録願」の「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の記載要領は、次のようになります。

商標法施行規則様式第2（第2条関係）

<p>【書類名】商標登録願 （【整理番号】） （【提出日】令和 年 月 日） 【あて先】特許庁長官 殿 【商標登録を受けようとする商標】</p> <div data-bbox="177 712 419 920" style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 90px; margin: 10px 0;"></div> <p>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 類】 【指定商品（指定役務）】</p> <p>【商標登録出願人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍・地域】）</p> <p>【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】</p> <p>（【手数料の表示】） （【予納台帳番号】） （【納付金額】）</p> <p>【提出物件の目録】 【物件名】</p>

1 【第 類】の欄について

「【第 類】」の欄には、商標法第6条第2項により同法施行令第2条に定める1～45類の区分を記載してください。

2 【指定商品（指定役務）】の欄について

- (1) 「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載してください。

本審査基準に記載のある商品・役務を選択して記載することができます。ただし、本審査基準は、指定商品・指定役務を例示するものですので、本審査基準に記載のない商品・役務については、本書の記載に倣い記載してください。

(例1)

本審査基準

第5類 サプリメント

クロレラを主原料とする粒状の加工食品 酵母を主原料とする粒状の加工食品
プロポリスを主原料とするサプリメント

例えば、これらの記載に倣い「アミノ酸を主原料とした液状の加工食品，乳酸菌を主原料とするサプリメント」と記載することもできます。

(例2)

本審査基準

第30類 パン

あんぱん クリームパン ジャムパン 食パン バンズ

例えば、これらの記載に倣い、パンの一種である「メロンパン」と記載することもできます。

- (2) 2以上の商品・役務を指定する場合は、それぞれの指定商品・指定役務の区切りにコンマ（,）を付してください。

[記載例]

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第30類】

【指定商品(指定役務)】 茶， コーヒー， コーヒー豆（生のもの）， 調味料

- (3) 商品及び役務の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品（指定役務）を次のように、繰り返して記載してください。

[記載例]

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第30類】

【指定商品(指定役務)】 茶， コーヒー

【第32類】

【指定商品(指定役務)】 清涼飲料， 果実飲料， 乳清飲料

- (4) 指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途を、役務の場合は、役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明等その他の必要な説明を記載して提出してください。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載してください。

[記載例]

【提出物件の目録】

【物件名】 指定商品（指定役務）の説明書 1

3 指定商品・指定役務の表示

- (1) ニース協定に基づく標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類（以下「国際分類」といいます。）は、「類別表」及び「アルファベット順一覧表」（各類に属する商品又はサービスを例示している。）からなりますが、「類別表」にある「類見出しに掲げる商品又はサービス」は、その商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものです。そのため、「類別表」にある「類見出しに掲げる商品又はサービス」に記載された表示（例えば、「第12類 陸上、空中又は水上の移動用の装置」）は、必ずしも商品・役務の内容及び範囲が明確とはいえ、これをそのまま商品・役務として指定して出願することは適切ではありません。

商標登録出願の際に商品・役務を指定する場合は、本審査基準に記載されている商品・役務の表示（「類別表」を除く。）を参考にしてください。

- (2) 商標法施行令別表（以下「政令別表」といいます。）において、各区分に属する商品又は役務を記載していますが、政令別表に記載された表示（例えば、「第1類 工業用、科学用又は農業用の化学品」）は、必ずしも商品・役務の内容及び範囲が明確とはいえ、これをそのまま商品・役務として指定して出願することは適切ではありません。

商標登録出願の際に商品又は役務を指定する場合は、本審査基準に記載されている商品・役務の表示（「類別表」を除く。）を参考にしてください。

(3) 「第〇〇類 〇〇その他本類に属する商品」、「第□□類 □□その他本類に属する役務」のような表示は、商品・役務の範囲が明確であるとはいえませんので、このような指定商品・指定役務の表示は認められません。

商標登録出願の際に商品又は役務を指定する場合は、本審査基準に記載されている商品・役務の表示（「類別表」を除く。）を参考にしてください。